## 姫路市総合評価競争入札試行要綱

平成 1 9 年 8 月 1 7 日 最終改正 令和 6 年 3 月 2 1 日

(趣旨)

第1条 この要綱は、姫路市が発注する建設工事(設計、施工等を一括して発注する ものを含む。以下同じ。)及び工事に関する設計、測量又は調査業務(以下「建設 工事等」という。)に係る総合評価落札方式による競争入札の試行に関し、必要な 事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「総合評価競争入札」とは、地方自治法施行令(昭和22 年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の10の2の規定に基づき、 価格のほかに、技術的な要素又は維持管理等に関する条件等を評価の対象に加え、 品質や施工方法等を総合的に評価し、価格と技術等の両面から最も優れたものをも って申込みをした者を落札者とする方式をいう。

(対象建設工事等)

- 第3条 この要綱は、次に掲げる建設工事等に係る請負契約を締結しようとする場合 に適用する。
  - (1) 入札者の提示する性能、機能、技術等(以下「性能等」という。)によって、 工事価格の差異に比して、建設工事に関連して生ずる補償費等の支出額及び収入 の減額相当額並びに維持管理費及び維持更新費(以下「補償費等の支出額等」と いう。)を加えた総合的なコストに相当程度の差異が生じると認められる建設工 事
  - (2) 入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比して、工事目的物の初期性能の持続性、強度、安定性などの性能・機能に相当程度の差異が生じると認められる建設工事
  - (3) 環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源対策又はリサイクル対策を 必要とする建設工事であって、入札者の提示する性能等によって、工事価格の差 異に比して、対策度に相当程度の差異が生じると認められる建設工事
  - (4) 入札者の提示する技術、専門的知識及び創意等(以下「技術等」という。)によって、調達価格の差異に比して、事業の成果に相当程度の差異が生じると認められる工事に関する設計、測量又は調査業務
  - (5) 前各号に掲げるもののほか総合評価落札方式に適合すると認められる建設工事等

(落札者決定基準)

第4条 市長は、建設工事等に関する競争入札に当たり、総合評価落札方式により行 おうとする場合には、当該競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が市にと って最も有利なものを決定するための基準(以下「落札者決定基準」という。)を 定めるものとする。 2 落札者決定基準には、評価基準、評価の方法、落札者決定の方法及びその他の基 準を定めるものとする。

(総合評価審査会)

- 第5条 総合評価競争入札における落札者の決定基準等について審査するため、総合 評価審査会(以下「審査会」という。)を置く。
- 2 審査会は、次に掲げる事項について審査する。ただし、地方自治法(昭和22年 法律第67号)第138条の4第3項に規定する附属機関が設置され、当該附属機 関において審査する場合は、この限りでない。
  - (1)総合評価競争入札における対象建設工事等の実施の適否及び落札者決定基準に 関する事項
  - (2) 総合評価競争入札における技術資料の評価に関する事項
  - (3) その他総合評価入札に関する必要な事項
- 3 審査会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 4 委員長には財務部長を、副委員長には工事技術検査室長をもって充てる。
- 5 委員は、農林水産環境局参事のうち農林水産環境局長が指名する参事、都市局参 事のうち都市局長が指名する参事及び建設局参事のうち建設局長が指名する参事を もって充てる。
- 6 委員長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者以外の職員を臨時の委員 として指名することができる。
- 7 委員長は、会務を総括する。
- 8 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 9 委員長及び副委員長ともに事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員 がその職務を代理する。
- 10 審査会は、委員長が招集する。
- 11 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 12 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 13 委員長は、その審議のため必要と認めるときは、当該審議事項に係る事務を所 掌する課長その他の職員に対し、その出席を求め、又は資料の提出を求めることが できる。

(学識経験者の意見の聴取)

- 第6条 市長は、総合評価競争入札を実施するに当たり、落札者決定基準を定めようとするときは、当該落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項について、2 人以上の学識経験を有する者(以下「学識経験者」という。)の意見を聴かなければならない。ただし、前条第2項ただし書に規定する場合は、この限りでない。
- 2 市長は、前項本文の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、予定価格の制限

の範囲内の価格をもって行われた申込みのうち、価格その他の条件が市にとって最 も有利なものの決定について、学識経験者の意見を聴かなければならない。

(入札の公告)

- 第7条 市長は、総合評価落札方式により一般競争入札を実施しようとするときは、 政令第167条の6及び姫路市契約規則(昭和62年規則第29号)第4条の規定 に基づき公告しなければならない事項のほか、次の事項について公告するものとす る。
  - (1) 総合評価競争入札である旨
  - (2) 総合評価競争入札に係る落札者決定基準

(評価基準)

- 第8条 評価基準は、性能等に係る評価項目及び得点配分その他評価に必要な事項を 定めるものとする。
- 2 評価項目は、可能な限り定量的に評価できる指標を設定する。
- 3 得点配分は、各評価項目の重要性を考慮し、評価項目ごとに配点を設定する。
- 4 補償費等の支出額等を評価する場合においては、当該費用について評価項目としての得点を与えず、次条の評価値の算出において、入札価格に当該費用を加算する。

(評価の方式)

- 第9条 価格並びに性能等及び技術等に係る評価の方法は、次のいずれかの方式を採用して得られた数値(以下「評価値」という。)をもって行う。
  - (1) 除算方式 入札者が最低限の要求要件を全て満たしているときに与えられる標準点(以下「標準点」という。)に入札者の申込みに係る性能等又は技術等の各評価項目の得点の合計を加えた得点(以下「評価点」という。)を当該入札者の入札価格(補償費等の支出額等を評価する場合においては、前条第4項の規定により入札価格にその費用を加算した価格。以下この条において同じ。)で除する方式
  - (2) 加算方式 入札者の申込みに係る性能等又は技術等の各評価項目の得点の合計に当該入札者の入札価格を当該入札の公告において定める方式により得点化したものを加える方式

(落札者決定の方法)

- 第10条 落札者は、次の要件に該当する入札者のうち、評価値の最も高い者とする。
  - (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。
  - (2) 入札に係る性能等が、入札公告において明らかにした技術的要件のうち、必須とされた項目の最低限の要求要件を全て満たしていること。
  - (3) 前条第1号の除算方式によって評価する場合においては、評価値が、標準点を 予定価格(補償費等の支出額等を評価する場合においては、予定価格に予定価格 の算出の前提となる状態で想定される補償費等の支出額等を加算した価格)で除 した数値を下回っていないこと。
- 2 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を定める。

(性能等及び技術等の提案の取扱い)

- 第11条 市長は、入札者の提示する性能等及び技術等の提案(以下「技術提案等」 という。)の内容については、その採否にかかわらず公表しない。
- 2 技術提案等については、以後の建設工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。

(提案内容の履行の確保)

- 第12条 落札者の提示した技術提案等について、契約書にその内容を記載し、その 履行を確保するものとする。
- 2 市長は、落札者の建設工事等の履行により前項の技術提案等が実現されなかった 場合は、当該技術提案等の性質に応じ、再度の履行により、実現が可能であると認 められるものにあっては再度の履行の義務を課すものとし、再度の履行により実現 が困難であるか又は合理的でないと認められるものにあっては、工事成績評定及び 設計等委託業務成績評定の減点、契約金額の減額、損害賠償請求等を行うものとす る。
- 3 前項に規定する内容は、入札公告及び契約書において明らかにするものとする。

(技術提案等に要する費用)

第13条 技術提案等に要した一切の費用は、提示を行った者の負担とする。

(その他)

第14条 この要綱に定めのない事項及びこれにより難い事項については、必要に応 じて別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成19年8月17日から施行する。 附 則(平成20年4月1日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年7月1日)

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則(平成23年6月30日)

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月19日)

この要綱は、平成27年3月25日から施行する。

附 則 (平成27年7月1日)

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則(平成28年3月30日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月15日)

- この要綱は、令和4年4月1日から施行する。 附 則(令和5年6月29日)
- この要綱は、令和5年7月1日から施行する。 附 則(令和6年3月21日)
- この要綱は、令和6年4月1日から施行する。